

### 3-3 知的財産の利用に関する問題と提言

#### 3-3.1 知的財産管理に関する全般的な提言

知的財産の管理に関連して、まず前提として次のような施策を進めることを提言する。

1. 原則機関帰属の考えのもとで、各大学、研究機関の知的財産本部や技術移転機関の間の情報交流の促進を図り、問題点の理解の共有と解決に向けた協議の設定を容易にする。

研究者の移動に伴う知的財産の管理の問題に関して、意見交換を日常的に行えるような各大学間のネットワーク構築を進めることを最優先課題と考える。大学間のポリシーや置かれている立場の違いを乗り越えて知的財産の有効活用を図るには、機関間の交渉を円滑に進められる環境作りが重要となる。

アカデミアの「知」は社会の共有財産である。大学への発明の機関帰属の原則は、大学の「知」の有効活用がその目的であり、個々の大学による「知」の独占という発想は根本的に誤りであることを認識する必要がある。社会の共有財産という視点に立ち、大学間で情報を共有し、それを有効に使う手段を共同で考えるという認識を持つ必要がある。

さらには、ライセンス条件などに関して共通認識を持てることと、見解を異にする部分を明らかにし、妥協点を探ることができるようにすることも重要である。価格カルテルの危険性を避けながら、合意形成についての基本的なルールや、標準的なライセンス条件に関する情報を各機関の間で共有化することは円滑な技術移転活動に大きく寄与する。

このような活動については、米国の AUTM の活動が大変参考になる。米国においては、各大学の TLO 間での連携が大変高い密度で行われている。広い国土にもかかわらず、年一回の AUTM のミーティングに限らず、しばしば相互訪問が行われており、メールや電話による連絡も大変に多い。毎日のように、多くの TLO 関係者が互いにメールを交換し、頻繁に電話での会話を行っている。交換している情報には、政府の施策や企業情報に加え、学内で届け出があった案件に関する照会情報や、ライセンスに関する情報交換など多岐にわたっている。ライセンス条件を相互に開示することにはカルテル形成の危険が伴うが、大学間でライセンスに関する標準的な条件を共有化しておくことは、機関間の共同作業を円滑に進めるのに必要である。

日本においても AUTM に準じた組織(大学知財管理・技術移転協議会)などの活

動を活用して連絡システムを構築することがポイントとなろう。とかくフォーマルになりすぎる日本の風土を打破して、インフォーマルにフォーマルな情報交換をできる新しい風土の形成が必要である。さらにネットワークという点は国内に限らず海外との連携も重要であるので、AUTM や欧米各大学との情報交換ということも、組織的に行われるべきであろう。

2. 研究者の離任時、着任時に研究者と大学の間で、知的財産に関する事項を「**確認書**」により確認するシステムを導入し、課題の把握に努める。

研究者の離任時、着任時に知的財産に関する事項を「確認書」にまとめて、研究者と大学の間で確認しておくシステムの導入が有効である。「確認書」に含めるべき事項としては、研究者が発明者である特許のリストとその帰属及びライセンス状況、研究者が保有する研究マテリアルのリストとその帰属及びライセンス状況、移動前後機関にまたがって実施する研究の内容と移動時点での進捗状況などである。この「確認書」を移動時に作成し研究者と機関の責任者の署名の後、元機関で保管するとともに、移動先機関にもコピーを提出しての両方で情報を共有する。これにより、元機関に帰属する特許、研究マテリアルに関連した研究の実施と、そこからの成果の利用を円滑に行い、また移動直後に完成した発明の移動前後機関間での権利配分の根拠を得ることができる。

米国バージニア大学では、“Moving Day Checklist”という形で類似の問題に対処しようとしている<sup>1)</sup>。この中で、研究マテリアルに関しては元機関で作成されたマテリアルに関する扱いや第三者から入手したマテリアルに関する扱いを確認し、特許については、移動先機関で実施する研究を元機関で出願している特許の権利範囲内である場合の扱いや移動先機関で元機関において出願した特許の関連特許を出願する場合の扱いなどについて確認している。研究者と所属機関の知的財産の担当者の両方で、一つのリストに基づいて確認を行うことで問題の発生を抑える効果が十分に発揮されると思われる。

また上記の前提として、雇用時に大学と研究者の間で知的財産に関連した取決めを何らかの書式により確認しておくとは重要である。盛り込むべき内容としては、知的財産ポリシーの遵守、職務発明の取扱い、機関帰属になる知的財産の範囲、知的財産管理に対する協力義務などが上げられる。これらは雇用契約の中に包含させるというやり方もありうる（国内においては理化学研究所が雇用契約の中にこれを含めている）が、米国の大学において研究者との間で雇用時に交わされている、ウィスコンシン州立大学の Memorandum Agreement やハーバード医学校の Participation Agreement といった書式がより参考になる。これらを参考にした日本版の雛形の作

成を今後京都大学で検討する。

上記の対応を前提として、各種の知的財産に関する管理に関して下記にさらに個別に論ずる。

### 3-3.2 特許に関する提言

特許は、当然のことながらアカデミアにおいて管理すべき最も重要な知的財産である。国立大学法人法の施行によりアカデミアにおいても特許の機関帰属が進んでいるが、個人帰属の方針を決めている大学や方針を決めていない大学もまだ多くあり、その管理の考え方は多様であることを考慮しなければならない。

アンケート調査によると、機関を移動する際に現在の研究を継続しないと答えた研究者は15%に留まっている。一方、移動後に現在の機関でなした発明の特許を実施するかどうかという問いに対しては使用しないと答えた研究者が40%に上っているが、その約半数は特許の利用に関するルールを知らないと答えており、今後問題が表面化する可能性は高い。

研究者の移動に伴う特許利用の問題は次の3点に集約できる(図表 3.2.1、77頁)。

- 1) 発明者が発明の帰属先機関を離れ移動先で利用する場合
- 2) 発明未完成情報の管理と特許の帰属
- 3) 関連発明の利用とライセンス

これらの3つのポイントを全て考慮して、対応を検討する必要がある。

#### (1) 移動先での特許利用

発明者が発明の帰属先機関を離れて移動する場合、発明者がその発明を自由に利用できる環境を整えることが優先されるべきである。アンケートの結果にもあるように研究者は、所属機関の移動に際して「研究の自由度」と「研究の継続性」を重視している。また効率的な知の創出という観点からも、研究の継続性は最優先されるべきである。

一方、権利者の立場という点からは、移動前後の機関での権利の配分、ライセンス交渉のイニシアティブなどをきちんと確認し、合理的な問題解決を図るべきである。但し、この場合、機関間の交渉に過大なエネルギーを費やすことは避けなければならない。この交渉業務は、知財本部間またはTLO間で行われることになるが、全てを事前の合意形成を前提に運営すると大変な業務量になることが容易に推測さ

れる。機関間で合意すべき内容、合意の方向性を組み込んだ、標準的な書式を準備して契約を容易に進められるような配慮が必要である。

移動先機関での元機関に帰属する特許利用への対応策としては、以下の9案が考えられる。

研究者個人への特許の帰属

研究者個人への特許の研究における利用権付与

研究者個人への特許実施権ライセンス（退職時に契約または譲渡時に規定）

研究者の通常実施権登録（譲渡時に実施、サブライセンスの範囲限定）

転出先機関との研究実施と技術活用に関する機関間契約の締結（改良発明の包括的運用も含む）

転出先機関への特許実施権のライセンス（転職時に契約）

多大学間での非営利研究の試験・研究に関する例外に関する協定締結

黙認

裁定実施権の適用

以下それぞれの案について考察する。

研究者個人への特許の帰属

大学における研究が研究者の個人の発意に基づいて行われるという状況に照らして、特許権の帰属を研究者個人とする方法である。この方法によれば、研究者の機関移動によっても何らの障害なく、研究の継続が可能であり研究活動に影響を与えない。その一方、研究成果の組織的な管理の運用を不可能にし、多くの大学の職務発明規程の修正を必要とするなど現在の知的財産活用の諸政策に逆行する。

研究者個人への特許の利用権付与

発明者個人が実施する研究には、試験・研究の例外適用を認めることを譲渡の時点で確認するという方法である。これによれば研究者の研究継続に影響することなく、また機関への譲渡書に一定の条件のもとで研究を実施する権利を認めることを記載することで対応でき、ライセンス条件に関する事前合意が不要で管理が容易な点も優れている。研究者にとって受け入れやすい方法でもある。移動時点で特許の研究での利用権をライセンスするという方法も考えられるが、研究者が出願自体を不安視する問題には対処できない。

その一方、元機関が当該発明を第三者に独占実施ライセンス権を与えた場合、研究者自身がライセンス先機関と競合相手になったり、独占ライセンス権としての価値判断に悪い影響を与える可能性もあり、一律に利用権を付与することに問題がないわけではない。また転出先機関で生まれる改良特許の

元特許との組み合わせによる有効活用については、これだけではなんら促進する仕組みがない。よって、 に述べる Inter-Institutional Agreement など他の方策との併用などの検討が必要である。

研究者個人への特許実施権ライセンス（退職時に契約または譲渡時に規定）  
実施権を個人に与えた場合、ライセンス活動において権利の拡散による不具合が生じる可能性がある。またライセンス条件について具体的な取決めを行うことが難しい。

研究者の通常実施権登録（譲渡時に実施、サブライセンスの範囲限定）  
と同様の問題が生ずる。

転出先機関との研究実施と技術活用に関する合意書締結（Inter-Institutional Agreement、「機関間契約」）

改良発明が生まれる状況において、事前または事後に対応する方法である。特許の利用関係が生ずる案件にのみ対応し無駄な作業を省くと共に、特許の利用の権利の明確と共に、ライセンス活動についても合意を行うことで一連の特許の有効かつ効率的な利用が可能になるというメリットがある。ただし研究者に研究の継続に関して安心感を与えるという点では不満が残る可能性もある。

転出先機関への特許実施権のライセンス（転職時に契約）

ライセンス先機関の誰が実施するかを特定することができないため権利の制御が難しく、また複数回の移動があった場合への対応に難がある。

多大学間での非営利研究の試験・研究に関する例外に関する協定締結

各大学における知的財産ポリシーは、職務発明の原則機関帰属など大方、均一なポリシーが制定されつつあるものの、ある程度の多様性は今後も残る。一律な対応を決めることには問題があり、またライセンス活動に関する取決めは別途実施する必要がある。

黙認

対応を問題発生後の個別交渉に任せた場合、交渉にいたずらに時間を要し、特に研究成果の迅速な権利化と利用が求められる先端領域において、成果活用に障害となる可能性が高い。

裁定実施権の適用

本問題が公共の利益に反することを立証するのは難しいと考えられる。

## (2) 研究者移動時の特許利用に関する対応 提言

上記を鑑み、研究者移動時の特許の利用については下記の管理システムを提言す

る。

すなわち、

1. 原則機関帰属の考えのもとで、各大学、研究機関の知的財産本部や技術移転機関の間の情報交流の促進を図り、問題点の理解の共有と解決に向けた協議の設定を容易にする。

3-2の通り。

2. 知的財産ポリシーや発明規程の中で、特許の機関帰属の考え方は発明者自身の研究活動を妨げる意思を持ったものではないことを明示した上で、発明を行った機関への権利譲渡の際、譲渡契約に条件を付して発明者本人に対して一定の条件の下で特許を利用して研究などを行うことができる権利を保証する。

これにより、研究活動の継続性に関して研究者に安心感を与え、研究の秘匿化なども防止する効果がある。

一定の条件とは、特許を利用できる研究を非営利機関における非営利団体によってサポートされる研究費による研究に限定し、利用できる対象者を発明者自身及び発明者が直接指導しかつ発明者が負う義務と同様の義務を負わせる共同研究者に限定させる、などの条件である。これにより研究者が過去の「知」の蓄積を最大限に生かして、新たな「知」を生むための研究を行うことが可能になる。

また、診療行為についても移動先の大学の付属病院などにおいて、特許を利用した治療薬の調製などを実施することがありうる。この場合も同様に特許の利用を許諾することが可能で、この場合の条件としては大学病院や高度先進医療を実施する研究機関での診療で、発明者自身及び発明者が直接指導しかつ発明者が負う義務と同様の義務を負わせる共同で診療に当たる者に限定させる、などを条件とすることがあり得る。

なお、これらの限定を加えることにより、当該特許の元機関による独占ライセンス供与に弊害とならないよう配慮する。これらの条件を組み入れた譲渡書の標準的書式を今後、京都大学で作成する。

3. 研究者の離任時、着任時に研究者と大学の間で、知的財産に関する事項を「確認書」により確認するシステムを導入し、課題の把握に努める。

3-2の通り。

4. 研究者が移動した先の機関で、移動前の機関でなした特許発明に関連した発明を行う際には、「機関間契約」を締結して、権利の有効活用が図られるようにする。

「機関間契約」には、研究者が特許を利用した研究を行うことに関する容認、得られた改良特許の帰属、先の特許と改良特許の組み合わせによるライセンス交渉のイニシアティブ、期待されるライセンス収入の配分、などについて明記し合意する。上記の契約が事前になされず、改良発明がなされた場合には、機関間の話し合いにより上記の「機関間契約」に準ずる契約を事後に締結して解決を図る。なお「機関間契約」については、Wisconsin Alumni Research Foundation<sup>2)</sup>、Harvard Medical Schoolなどの書式を参考にして、日本語版の契約書雛形を今後、京都大学で作成し、各大学と協議して標準的な書式を確立することを提案する。これを国内での機関間契約のモデルとすることで研究者移動時の知的財産関連の問題の円滑な処理に繋げる。

### (3) 関連発明の利用とライセンス

研究者が移動前後の機関においてそれぞれでなされた発明については、両者を包括した形でのライセンスによる利用が望ましいケースが多い。包括的なライセンスを行うには、まず機関間での関連する特許の把握が必要である。この場合、後になされた関連発明を管理する機関が、関連発明を認識し把握できる可能性が高い。出願時の先行技術調査、研究者の移動履歴の把握により、関連発明の存在を発見できる。その場合、その機関が研究者の前所属機関に連絡を取り、前記の発明完成時期の確認を行うと共に、ライセンス活動のイニシアティブについて話し合いを提案することが現実的である。どちらがイニシアティブを取るかはケースによるが、先願が基本発明であれば、先願特許を保有している機関側が主体的に活動するのが妥当であろう。また、ライセンス料率や配分については、機関間である程度の合意できる標準的な考え方を共有していることが望ましい。これについても前掲の「機関間契約」の書式が利用できる。

#### 3-3.3 研究マテリアルに関する提言

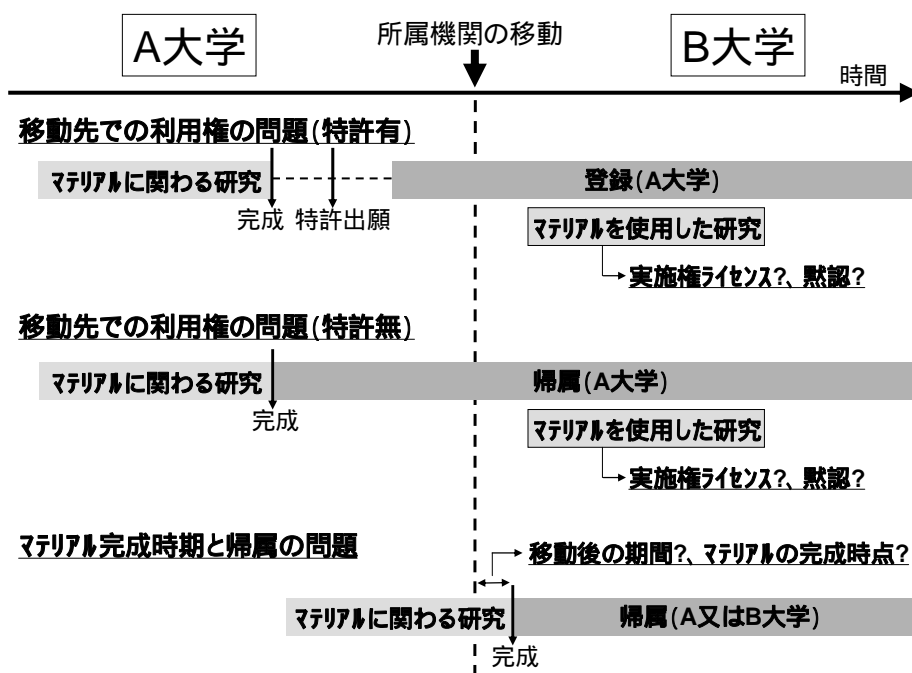
研究マテリアルは研究に使用する各種の材料で、試薬、化合物、標本、遺伝子、ベクター、細胞、動物などを含む。これらは物質としての特許や、リサーチツールとしての特許が存在するものと、特許は存在しないものが含まれる。これらは特許以上に、研究者の研究の継続にとって重要な役割を果たす可能性が高い。

アンケート調査によると、研究マテリアルの帰属について、所属機関が定めているルールを認知している研究者は少なく、今後問題が発生してくる可能性が高いと考えられる。移動に際しては、研究マテリアルをほとんど全て移動したいと答えた研究者が27%、一部を移動したいと答えた研究者が40%であった。特に研究マテリアルが研究遂行に重要な位置を占める生物系研究者に範囲を限ると、その割合はそれぞれ37%、39%となり、ほとんど移動しないと答えた研究者は24%に留まった。生物系の研究分野において特に、機関移動時に円滑なマテリアル移動ができる環境整備が重要である。

研究者の移動に伴う特許利用の問題は次の2点に集約できる(図表3.3.1)。

- 1) 移動先での利用権の問題
- 2) マテリアル完成時期と帰属の問題

図表 3.3.1：研究者の移動と研究マテリアル



### (1) 移動先での利用の問題

研究者が機関を移動する場合、研究者が自身で作成した研究マテリアルを移動先でも利用して研究を行うことは、研究の継続に必須である。基本的には自由に利用できる環境を整えることが優先されるべきである。

研究者への研究マテリアルの利用を可能にする方策としては下記が挙げられる。



## 研究者個人への帰属への変更

原則機関帰属が進んでいる現状での個人帰属への変更は難しく、また個人帰属では有効活用が十分に図られない。

## 転出元機関、転出先機関の共有での帰属（退職時に契約締結）

元機関において独占ライセンス契約がなされている場合への対応、同一の第三者へのライセンス重複やの可能性など、研究マテリアルの帰属を複数機関で共有するには問題点が多い。

## 転出先機関への帰属移転（退職時に契約締結）

移動先機関に一律帰属させる方法も考えられるが、元所属大学の貢献に対する対価獲得権が消失し、本来当該マテリアル作成における貢献がない移動先機関への帰属することには異議がある。

## 個別に MTA 締結

元機関にマテリアルを帰属させた上で、個別のマテリアル毎に MTA を締結することは、知的財産の管理としては理想である反面、特に生物系の研究者のように研究マテリアル数を多数保有している場合には、その労力（研究者自身、管理者）が多大であり、労力対効果の視点からは現実的でない場合が多いと考えられる。

## 研究者単位で包括的な MTA 締結

元機関に帰属させた上で、研究者が保有する全てのマテリアルをまとめて MTA を締結し、研究者は非営利研究（場所もしくは資金源で規定）には自由に使用でき、第三者へのライセンスは元機関がコントロールすることとする。一律の契約により必要とされる労力はかなり軽減される。ただし後述のように、すでに独占ライセンス権供与が行われているもの、元機関で出願されている特許に付随する物については別途個別に対応が必要である。

## ライセンスに関する標準ルール策定により非営利機関での利用を自由化

有用な研究マテリアルをプールして管理するなど、一定の仕組みを作って自由な利用を図る方策をとる可能性はあるが、具体的なシステム構築にはかなり時間と労力が必要である。

## 管理せず

対応を問題発生後の個別交渉に任せた場合、交渉にいたずらに時間を要し、特に研究成果の迅速な権利化と利用が求められる先端領域において、成果活用に障害となる可能性が高い。

「研究マテリアル」については、以下の対応を提言する。

1. 移動前機関への帰属を確認した上で、離任時に研究者単位で包括的な MTAを締結し、研究に自由に使用できる権利を保証するとともに、マテリアルの有効活用を図る。

研究者が移動した先の機関に研究マテリアルを持参する際、MTA を課すのかが実務上では最も大きなポイントとなる。特許の利用において、「機関間契約」により特許実施のライセンスではなく単なる利用の容認という形式を取るのであれば、研究マテリアルについてもライセンスではなく利用の容認に留めるべきであろう。ライセンス収入の帰属の問題は生じる可能性はあるが、研究マテリアルのライセンスでは多額の収入は期待できないし、またその研究マテリアルを用いた研究成果へのリーチスルー権利の主張は妥当とは考えられないことから、この対応で大きな問題は生じないと考える。

MTA は、研究マテリアルのライセンスにおいて、複数の機関が異なる考え方でライセンスを行うという状況で、そのマテリアルの起源の管理という視点で締結する意味はあるかもしれない。しかし、研究者移動に伴うマテリアルの移動数は、特に生物系においては相当な数となり、個々に MTA を締結する作業は膨大となる。機関間の連携が旨く取れてさえいれば、問題発生には事後対応で解決する方針をとって、MTA は締結しないという方法も考えられる。

研究者自身による利用の容認という内容であれば、 の対応案に相当する、研究者自身が作成したマテリアル全てを一つの書式でカバーする包括的 MTA の利用の可能性が妥当である。研究者による研究における使用の容認、帰属の確認、第三者への供与に関する取決めなど最低限の内容とする。

ただし、研究マテリアルに関して、元機関から企業に対して独占ライセンス権付与がある場合には注意を要する。最も避けるべきは、移動先機関において他の企業に別途ライセンス供与がなされることである。これについては離任時、着任時のチェックリストにより機関及び研究者の間での確認を行うことが有用であろう。一方、研究者自身の当該マテリアルの利用については、独占ライセンス契約に違反しない場合には、上記を理解の上で研究において使用することを容認するのが適当である。これについては個別の MTA を締結するのが適当である。

### 3-3.4 研究機器に関する提言

研究機器は、やはり研究者にとって研究を継続させるために重要な資源である。しかしアンケートによると、移動に際して研究機器をほとんど全て移動したいと考

える研究者は 2 割程度に留まり、逆に機器は全く移動させないと答える研究者は 4 割弱に達した。特に若年層で自身で研究費を取得していない研究者にはその傾向が高いと考えられる。ただし、当然シニアの研究者となり研究費を自身のグラントとして入手するようになれば、管理する機器は増加し、汎用的な機器を除けば、移動の際、移動元機関に残してきてても埃を被るだけという事態は十分想定される。有効な資源活用の視点を持つことが必要である。

一方、研究機器の帰属、移動については文部科学省の規約によりその取扱いが定められている。大学の研究者に交付される主な研究経費の種類別に関係があり、一律に研究機器の移動が認められる状況にはない。これらを踏まえ、研究機器の帰属、移動については今後の検討が求められる。

### 3-3.5 実験データに関する提言

実験データもまた、研究者にとって研究を継続する上で重要なものである。自身のデータ利用に制限を加えることは避けなければならない。ただし、データベースなどの形になり、営業秘密として管理可能なものに対しては別の対応が必要となる。

実験データについては、臨床試験データ以外については研究者の移動に伴って管理を継続することは難しいと考える。臨床試験については、医師主導型治験、臨床研究を問わず、倫理指針に従ってプロトコルが作成され運用されるので、データについても保管の方法が定められる。これらのデータは、大学として管理することが必要である。大学として管理を行う必要性としては、a) インターフェアレンスなど特許係争時の証拠資料としての利用、b) 拒絶査定などのへの対応、c) ライセンス先への付加情報の提供、といったことが考えられる。a) については下記で議論する。b) \ c) については、大学は直接大学がデータを管理するというよりは、必要に応じて研究者に協力を要請するという形が望ましい。その際、雇用時に何らかの契約を交わして、職務発明に関する問題が生じた際への協力義務を謳っておくことが必要である。

一方、臨床試験以外のデータについては大学で管理を行うことは現実的ではない。実験のデータの保管形態としては、実験ノート、電子データがある。実験ノートについては、企業における米国でのインターフェアレンスに対応した、いわゆる“Laboratory Notebook”の様式があり、知的財産の厳密な管理という点ではこの様式の導入が必要になる。しかし、“Laboratory Notebook”はアカデミアの研究者に課すにはあまりに負担が大きく、国内の大学でもこの様式を導入しているところは限られている。導入している京都大学、東北大学でも、医学領域、医工連携領域に限っ

た運用となっている（図表 2.3.2、3）。バイオ、医薬領域においては他領域に比し、一つの特許が莫大な価値を持つことがあり、創薬企業などで“Laboratory Notebook”の導入が積極的に行われている。大学においてもこの領域については、特に競合が激しく研究成果の特許価値が高いことが予想される研究を行っている部門については導入の検討の価値がある。

しかし多くの研究室においては、対労力効果の視点から導入は妥当ではない。ただし、正式な“Laboratory Notebook”でなくとも、できるだけ正確な実験ノートの記載を日常的に行うことは、不十分であっても証拠能力を生むこともあり得るので、各大学において実験ノートの記載について啓蒙活動を強化することは重要であろう。広島大学の取り組みはこれに沿ったやり方の一つと考えられる。京都大学など他大学においても生協において実験ノートの販売するなど、取り組みを行っているところもすでに多くある。米国では通し番号付きの実験ノートを研究者に配布し、機関移動時には大学に置いていくことを義務付けているところもある。研究室毎に実験ノートの記載方法を指導しているところも多くあるが、大学全体の取り組みとして、卒業研究を始める段階や修士課程に進学した段階などで、実験ノートの記載方法を含めた、知的財産に関する基礎教育を行うことも重要である。

なお特許出願、管理過程で、拒絶査定への対応や技術移転活動、侵害訴訟などの対応において、研究者の協力を求める可能性は高く、その視点での実験ノート及び実験データの保管管理は重要である。

また、営業秘密として管理可能なデータベースについては、研究マテリアルと同様の管理を行うことが適当と考えられる。移動時に締結することを 3-3.3 で提言した、研究マテリアルの包括的 MTA の中にデータベースも含めることが有用と考えられる。

### 3-3.6 ノウハウに関する提言

ノウハウについては、研究者に帰属することを前提として考える。その場合、研究者の移動に際して特に対応は必要ないが、機関に帰属させた特許に関連するノウハウについては、特許の成立、維持、技術移転活動に対する協力義務の確認を行う必要があり、知的財産ポリシー等で明確にすべきである。

### 3-3.7 著作権に関する提言

著作権については、研究者に帰属するため移動に際して特に対応は必要ない。論文、書籍などは研究者の裁量で利用する。ただしソフトウェアに関しては、その濫

用を容易に見つけることができないがために問題が知らぬ間に拡大する可能性がある  
るので、何らかの管理を今後検討する必要があると思われる。なお、特許化されて  
いるソフトウェアは特許としての扱いを行う。

#### 参照資料

- 1) Marie Kerbeshian, David Hudson, 2005 AUTM Annual Meeting, Poster Session, No.13
- 2) [http://www.autm.net/aboutTT/aboutTT\\_policies.cfm](http://www.autm.net/aboutTT/aboutTT_policies.cfm)